

## 下請セーフティネット債務保証事業の導入について

八王子市（以下「市」という。）は、平成21年3月1日より、市と工事請負契約を締結した中小・中堅元請建設企業（以下「元請企業」という。）の資金調達の円滑化と下請保護を図るため、下請セーフティネット債務保証事業（工事代金債権の譲渡を活用した融資制度）を導入いたします。

### 1 制度の概要

- (1) 本制度は、元請企業が、市から債権譲渡の承諾を得て、未完成工事代金債権を事業協同組合等に譲渡し、これを担保に事業協同組合等から融資を受けることができる制度です。
- (2) 本制度により元請企業は、工事の施工過程で、下請企業への工事代金の支払等を目的とした低利率の資金融資を受けることが可能となり、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができます。

### 2 主な利用条件

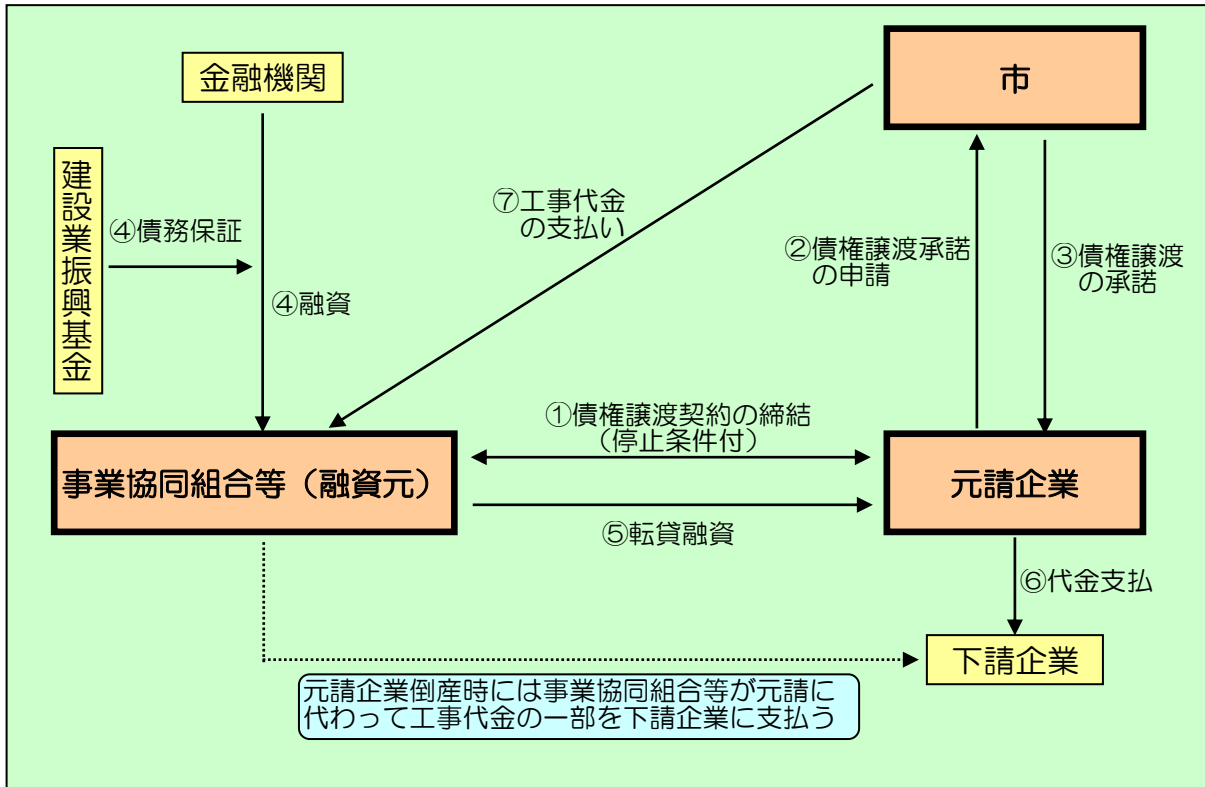
- (1) 利用できる元請企業
  - ① (財)建設業振興基金に出えんしている事業協同組合等に加入している元請企業等
  - ② 市から請け負った対象工事を現在施工中の元請企業
- (2) 対象工事
  - ① 請負金額が1,000万円以上であること。
  - ② 工事の進捗率が全体の概ね50%以上であること。
  - ③ 債権譲渡の承諾に係る年度内に完了が見込まれること。
  - ④ 履行期限まで2週間以上あること。
- (3) 対象となる事業協同組合等  
(財)建設業振興基金から債務保証を認められた事業協同組合、建設業団体等

### 3 導入年月日

平成21年3月1日

## 4 制度の流れ

### 1 フロー図



### 2 手続きの流れ

- ① 本事業の利用を希望する元請企業は、まず事業協同組合等との間で、市の承諾を条件とした債権譲渡契約（停止条件付）を締結します。
- ② 次に、元請企業と事業協同組合等との連名で、市に債権譲渡承諾の申請を行います。
- ③ これに対し、市は債権譲渡の承諾（又は不承諾）の通知を行います。
- ④ 債権譲渡が承諾されたときは、事業協同組合等は、財団法人建設業振興基金の債務保証を受け、金融機関からの借入れを行います。
- ⑤ 事業協同組合等は、元請企業に対し、譲渡された債権を担保として、出来高の範囲内で転貸融資を行います。
- ⑥ 元請企業は、事業協同組合等から借り受けた資金を、一次下請企業に支払います。
- ⑦ 市は、債権譲受人である事業協同組合等に対し工事代金を支払います。

#### ※通常の場合

事業協同組合等は、受け取った工事代金から元請企業に貸し付けた金額を精算のうえ、残額があれば元請企業に返還します。

※元請企業が倒産した場合

事業協同組合等は、受け取った工事代金から元請企業に貸し付けた金額を精算のうえ、債権譲渡契約の定めに従って、下請保護策を講じます。

### 3 提出書類

#### <債権譲渡承諾の申請時>

- ① 債権譲渡承諾依頼書（3通）  
第1号様式を表裏1枚で作成すること
- ② 締結済の債権譲渡契約書の写し（1通）  
国土交通省様式（様式3-①又は3-②）
- ③ 工事履行報告書（1通）  
国土交通省様式（様式1）
- ④ 債権譲渡人（元請企業）及び債権譲受人（事業協同組合等）の印鑑証明書（各1通）  
発行日から3か月以内のもの
- ⑤ 債権譲渡人（元請企業）の建設工事等競争入札参加資格審査受付票（1通）

通）

- ⑥ 履行保証人の承諾書（1通）  
履行保証を付した工事で、保険又は保証約款等により保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合
- ⑦ 財団法人建設業振興基金の債務保証承諾書（根保証用）の写し（1通）

#### <融資実行後>

- ⑧ 融資実行報告書（1通）  
国土交通省様式（様式5）

#### <契約変更・解除時>

- ⑨ 工事代金債権計算書（1通）  
第6号様式

#### <問い合わせ・申請窓口>

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号  
八王子市契約資産部契約課工事契約担当  
TEL 042-620-7215 FAX 042-626-4133